

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6169421号  
(P6169421)

(45) 発行日 平成29年7月26日(2017.7.26)

(24) 登録日 平成29年7月7日(2017.7.7)

(51) Int.Cl.		F I
<b>A 6 1 K</b>	<b>8/34</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>A 6 1 K</b>	<b>8/9789</b>	<b>(2017.01)</b>
<b>A 6 1 Q</b>	<b>19/00</b>	<b>(2006.01)</b>

A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/9789
A 6 1 Q	19/00

請求項の数 3 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2013-134740 (P2013-134740)	(73) 特許権者	000113470
(22) 出願日	平成25年6月27日 (2013.6.27)		ポーラ化成工業株式会社
(65) 公開番号	特開2015-10042 (P2015-10042A)		静岡県袋井市愛野1234番地
(43) 公開日	平成27年1月19日 (2015.1.19)	(74) 代理人	100100549
審査請求日	平成28年5月20日 (2016.5.20)		弁理士 川口 嘉之
		(74) 代理人	100126505
			弁理士 佐貫 伸一
		(74) 代理人	100131392
			弁理士 丹羽 武司
		(74) 代理人	100151596
			弁理士 下田 俊明
		(72) 発明者	宮城島 有紀
			静岡県静岡市駿河区弥生町6-48 ポーラ化成工業株式会社 静岡研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 化粧品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

炭素数1～4のアルキル基を有するバニリルアルキルエーテルを化粧品全量に対して0.1質量%以上含有する化粧品であって、バラ科の植物抽出物を含有することを特徴とし、

前記バラ科の植物が、アロニア属アロニア・メラノカルパ(Aronia melanocarpa)及び/又はキイチゴ属オニチゴ(Rubus ellipticus)である、化粧品。

【請求項2】

前記バニリルアルキルエーテルが、バニリルブチルエーテルであることを特徴とする、請求項1に記載の化粧品。

【請求項3】

バニリルアルキルエーテルとバラ科の植物抽出物の固形分との質量比が、200:1～1:200であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の化粧品。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、化粧品に関し、さらに詳細にはバニリルアルキルエーテルとバラ科の植物抽出物とを含有することを特徴とする、化粧品に関する。

【背景技術】

【0002】

賦香剤であるバニリルアルキルエーテルは、化粧品に0.1質量%以上含有させることによって、温感効果を有することが知られており、その特性を生かしてバニリルアルキルエーテルを配合した温感効果を有する化粧品や、冷寒剤と組み合わせることにより、冷感効果をより高める化粧品が知られている（例えば、特許文献1、特許文献2、特許文献3、特許文献4、特許文献5を参照）。しかしながら、0.1質量%以上配合するとバニリルアルキルエーテル自身の刺激臭が許容しがたいために、使用性が極端に悪くなるという課題を有していた。

【0003】

一方、刺激臭を抑制するための対策としては一般に、臭いの原因物質そのものを分解する、あるいは他の香料を用いて賦香すること等が挙げられるが、前者では温感効果自体が消失してしまうという課題を有した。又後者ではバニリルアルキルエーテル自身が強力な賦香剤であるため、さらなる賦香効果を有する賦香剤を見いだせていないのが現状である。

10

【0004】

【特許文献1】特開昭62-205007号公報

【特許文献2】特開2004-161708号公報

【特許文献3】特開2000-26267号公報

【特許文献4】特開2005-8535号公報

【特許文献5】特開2002-179517号公報

【発明の開示】

20

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、このような状況下為されたものであり、バニリルアルキルエーテルを化粧品全量に対して0.1質量%以上含有する化粧品において、バラ科の植物抽出物を含有する化粧品を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

このような状況に鑑みて、本発明者らは鋭意努力を重ねた結果、バニリルアルキルエーテルを化粧品全量に対して0.1質量%以上含有する化粧品において、バラ科の植物抽出物を含有せしめることが、バニリルアルキルエーテルの許容しがたい刺激臭の抑制効果に優れることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示すとおりである。

30

<1> バニリルアルキルエーテルを化粧品全量に対して0.1質量%以上含有する化粧品において、バラ科の植物抽出物を含有することを特徴とする、化粧品。

<2> 前記バラ科の植物が、アロニア属アロニア・メラノカルパ (*Aronia melanocarpa*) 及び/又はキイチゴ属オニイチゴ (*Rubus ellipticus*) であることを特徴とする、<1>に記載の化粧品。

<3> バニリルアルキルエーテルとバラ科の植物抽出物の固形分との質量比が、200:1~1:200であることを特徴とする、<1>又は<2>に記載の化粧品。

【発明の効果】

40

【0007】

本発明によれば、バニリルアルキルエーテルを化粧品全量に対して0.1質量%以上含有する化粧品において、バラ科の植物抽出物を含有する、バニリルアルキルエーテルの刺激臭の抑制効果に優れた化粧品を提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

<本発明のバニリルアルキルエーテル>

本発明の化粧品は、必須成分としてバニリルアルキルエーテルを含有することを特徴とする。バニリルアルキルエーテルを構成するアルキル基としては、炭素数1~4のものが好ましく、例えば、バニリルメチルエーテル、バニリルエチルエーテル、バニリルプロピ

50

ルエーテル、バニリルイソプロピルエーテル、バニリルブチルエーテル、バニリルセカンダリーブチルエーテル、バニリルイソブチルエーテル、バニリルターシャリーブチルエーテル、バニリルシクロプロピルメチルエーテル、バニリルシクロブチルエーテル等が具体的に好ましく例示できる。この内、バニリルブチルエーテルは、既に市販されておりそれを用いることもできるし、バニリルアルコールを塩化チオニルなどのハロゲン化剤でハロゲン化した後、水素化ナトリウムなどのアルカリ存在下対応するアルコールと縮合させて製造し、使用することもできる。バニリルアルキルエーテルの含有量は、化粧品全量に対して、0.1質量%以上であり、上限に特に規定はないが、多すぎると刺激が強くなりすぎる場合があるため、1質量%を上限として含有することが好ましい。本発明の化粧品においては、バニリルアルキルエーテルを唯一種含有させることもできるし、二種以上組み合わせることもできる。好ましい形態は、バニリルブチルエーテルを単独で含有する形態である。

10

## 【0009】

<本発明のバラ科の植物抽出物>

本発明の化粧品は、必須成分としてバラ科の植物抽出物を含有することを特徴とする。これら植物抽出物は、化粧品においては保湿効果、美白効果、鎮静効果といった働きをもつことから、肌のさまざまな代謝を活性化させる目的に汎用される成分である。ここでいう抽出物とは、具体的には、抽出物自体、抽出物の画分、精製した画分、抽出物又は画分の総称を意味する。

20

## 【0010】

本発明におけるバラ科の植物抽出物としては、アロニア属及びノ又はキイチゴ属の植物であることが好ましく、バニリルアルキルエーテルの刺激臭の抑制効果を最も高めるためには、アロニア属及びキイチゴ属の植物であることがさらに好ましい。さらに、アロニア属の植物はアロニア・メラノカルパ (*Aronia melanocarpa*)、キイチゴ属の植物はオニイチゴ (*Rubus ellipticus*) が特に好ましい。抽出物の作製に用いる植物部位には、特段の限定がなされず、全草を用いることができるが、もちろん、植物体、地上部、根茎部、木幹部、葉部、茎部、花穂、花蕾、果実等の部位のみを使用することも可能である。特に好ましくは、アロニア・メラノカルパにおいては果実部が、オニイチゴにおいては根茎部が例示できる。該植物抽出物としては、圧搾流出物、水蒸気蒸留物、蒸留物、溶媒抽出物何れも使用可能であるが、溶媒抽出物が、有用成分を選択的に得ることができるので特に好ましい。溶媒抽出に用いる溶媒としては、極性溶媒が好ましく、例えば、水、1,3-ブタンジオール、エタノール、イソプロパノールなどのアルコール類、酢酸エチル、蟻酸メチルなどのエステル類、アセトン、メチルエチルケトンなどのケトン類、ジエチルエーテルやテトラヒドロフランなどのエーテル類などが好ましく例示でき、中でも1,3-ブタンジオール及びノ又はエタノールを含有する水溶液が好ましく例示できる。このときの含有量は、溶媒全量に対して50質量%~95質量%が好ましく、60質量%~90質量%がさらに好ましい。抽出は、植物体又はその乾燥物1質量部に対して、1質量部~10質量部の溶媒を加え、室温であれば数日間、沸点付近の温度であれば数時間浸漬すればよい。必要に応じて不溶物を濾過して取り除いてもよい。濃縮する場合には、減圧留去すればよい。かかる植物抽出物は、上記のように調製して用いることもできるし、既に市販されているものを購入して用いることもできる。

30

40

## 【0011】

本発明の化粧品において、前記植物抽出液物の含有量は、バニリルアルキルエーテルと該植物抽出物の固形分との質量比が、200:1~1:200、より好ましくは150:1~1:150であることが好ましい。これは、この質量比の範囲において、バニリルアルキルエーテルの刺激臭の抑制効果が最も高くなるからである。

## 【0012】

<製造例1>

1) アロニア・メラノカルパの果実の乾燥物を200g秤取り、4lの70%含水エタノ

50

- ル水溶液を加え、ホモジナイザ - でホモジナイズ処理を行い、室温で2時間浸漬し、不溶物を濾過で取り除いた後、減圧濃縮し、約1 lの水溶液とした。

2) この様にして得た水溶液に酢酸エチル1 lを加え、液液抽出を行った。同様の抽出操作を、さらに2回行った。各溶媒相を合わせ、減圧濃縮し、アロニア・メラノカルパの抽出物2.4 gを得た。

【0013】

<製造例2>

1) オニイチゴの根茎部の乾燥物を200 g秤取り、4 lの80%含水エタノール水溶液を加え、ホモジナイザ - でホモジナイズ処理を行い、室温で2時間浸漬し、不溶物を濾過で取り除いた後、減圧濃縮し、約1 lの水溶液とした。

2) この様にして得た水溶液に酢酸エチル1 lを加え、液液抽出を行った。同様の抽出操作を、さらに2回行った。各溶媒相を合わせ、減圧濃縮し、オニイチゴの抽出物1.5 gを得た。

【0014】

<本発明の化粧品>

本発明の化粧品としては、通常化粧品として知られているものであれば、特段の限定なく適用でき、例えば、化粧水、乳液、クリーム、エッセンス、パック、マッサージなどの基礎化粧品、ファンデーション、アンダーメイクアップ、リップカラー、チークカラー等のメイクアップ化粧品、シャンプー、石鹸、リンスなどの洗浄用の化粧品、ヘアローション、ヘアクリームなどの毛髪用の化粧品等が例示でき、中でも基礎化粧品が好ましく、温感効果を奏しやすいものとして、マッサージ化粧品が特に好ましい。

【0015】

本発明の化粧品は、化粧品で通常使用されている任意成分を本発明の効果を損なわない範囲において、含有することができる。このような任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボカド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン等のシリコン油等の油剤類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類、グアガム、クインシード、カラギーナン、ガラクトン、アラビアガム、ペクチン、マンナン、デンプン、キサンタンガム、カードラン、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、コンドロイチン硫酸、デルマトン硫酸、グリコーゲン、ヘパラン硫酸、ヒアルロン酸、ヒアルロン酸ナトリウム、トラガントガム、ケラタン硫酸、コンドロイチン、ムコイチン硫酸、ヒドロキシエチルグアガム、カルボキシメチルグアガム、デキストラン、ケラト硫酸、ローカストビーンガム、サクシノグルカン、カロニン酸、キチン、キトサン、カルボキシメチルキチン、寒天、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、カルボキシビニルポリマー、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリエチレングリコール等の増粘剤、表面を処理されていても良い、マイカ、シリカ、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄

10

20

30

40

50

、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類、レーキ化されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類、ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類、パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB<sub>6</sub>塩酸塩、ビタミンB<sub>6</sub>トリパルミテート、ビタミンB<sub>6</sub>ジオクタノエート、ビタミンB<sub>2</sub>又はその誘導体、ビタミンB<sub>12</sub>、ビタミンB<sub>15</sub>又はその誘導体等のビタミンB類、 $\alpha$ -トコフェロール、 $\beta$ -トコフェロール、 $\gamma$ -トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等、フェノキシエタノール等の抗菌剤等、アルブチン、アスコルピン酸誘導体、レゾルシン誘導体、コウジ酸、トラネキサム酸等の美白剤、レチノール、ウルソール酸誘導体等の抗シワ改善剤等が好ましく例示できる。これらの中では、より好ましいマッサージ化粧料の態様においては、アルキル変性カルボキシビニルポリマー及びノ又はそれらの塩をさらに含有することが好ましい。かかる成分を含有することにより、温感効果がさらに高まるからである。これらのカルボキシビニルポリマーは、増粘剤として種々のものが市販されているので、それらを購入して使用することができる。アルキル変性カルボキシビニルポリマーは、カルボキシビニルポリマーの一部にアルキル基を導入したもので、例えばグッドリッチ社(米)より「ペミレンTR-1」、「ペミレンTR-2」、「カーボボール1382」等が市販されている。又、アルキル変性カルボキシビニルポリマーを使用する際には、水中油型の乳化剤形にするのが、温感効果がさらに高まるため好ましい。

#### 【0016】

以下に、実施例を挙げて、本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明が、かかる実施例にのみ限定されないことはいうまでもない。

#### 【実施例】

#### 【0017】

##### <実施例1~7>

下記に示す表1の処方に従って、本発明の化粧料である、温感を有するマッサージ化粧料を作製した。即ち、表1の(イ)を混合し75℃に加温、これに混合後75℃に加温した(ロ)を添加・攪拌、さらに混合後75℃に加温した(ハ)を添加・攪拌し、中和した。攪拌しながら冷却し、(ニ)をさらに添加・攪拌し、本発明のマッサージ化粧料である実施例1~7を得た。同様に操作して、比較例1~4も作製した。比較例1~4は刺激臭がひどくて使用に耐えがたいのに対して、実施例1~7はいずれも刺激臭が全くなく、問題なく使用することができた。

#### 【0018】

【表 1】

	質量%										
	実施例1	実施例2	実施例3	実施例4	実施例5	実施例6	実施例7	比較例1	比較例2	比較例3	比較例4
(イ)											
1,3-ブチレンジグリコール	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
ポリエチレンジグリコール	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
フェノキシエタノール	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
水	70.149	70.149	70.148	70.14	70.14	69.799	69.799	70.15	70.14	70.14	70.14
【ベミレンTR-2】	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
(ロ)											
ジメチコン	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
ペヘニルアルコール	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
POEポリグリセリンステアリアルエーテル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
ソルビタンセスキステアレート	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
POEステアリアルエーテル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(ハ)											
1%水酸化カリウム水溶液	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(ニ)											
1,3-ブチレンジグリコール	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
製造例1のアロニア・メラクナルバ抽出物	0.001		0.001	0.01		0.001					
製造例2のオニイチゴ抽出物		0.001			0.01		0.001				
レモン抽出物									0.01		
チョウジ抽出物										0.01	
ジャスミン抽出物											0.01
バニリンブチルエーテル	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.5	0.5	0.15	0.15	0.15	0.15

---

フロントページの続き

審査官 松村 真里

- (56)参考文献 特開2009-078992(JP,A)  
特開2004-161708(JP,A)  
特開昭62-205007(JP,A)  
特開2011-026265(JP,A)  
特開平09-175982(JP,A)  
特開2001-213750(JP,A)  
特開2008-74767(JP,A)  
特開2015-10043(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61K 8/00 - 8/99  
A61Q 1/00 - 90/00